

議第21号

市有財産（村山農村公園公園施設）の無償譲渡について

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

記

- 1 譲渡財産 公園施設 所在 高山市国府町村山626番地1  
内容 ジャングルジム併用すべり台1基、4連ブランコ1基、  
3連鉄棒1基、擬木階段一式
- 2 譲渡の相手方 高山市国府町村山480番地1  
村山区自治会  
代表者 小瀬 太治
- 3 譲渡の理由 公園の有効活用を図るため
- 4 譲渡の時期 令和8年4月1日